

- 1、入坑手當一人一方拾錢給與  
(改正案一坑夫一ヶ月十五方以上入坑に對し一圓給與)
  - 2、右手當は坑夫五人以上の合宿に對して給與し四人以下には電燈料納屋賃を免除す  
(改正案一坑夫十人以上二十人以下と制限し十人以下には手當を支給せず)
  - 3、志願坑夫ありたる場合は奉養費として二圓支給し右坑夫十五日稼働後更に三圓支給す  
(改正案起り)
  - 4、個人合宿所の雇入坑夫は直轄合宿所に收容す但し本人と個人合宿所直轄合宿所合議の上決定するを却げず。
- 以上

労働争議の概況

1、争議の原因と業態別

昭和七年中の争議件数は四十六件参加人員三千百八十九名に達したのであるが、之を前年の件数五〇、人員の四千八百九十九名に比し減少を示してゐるが、之を以つて直ちに勞資抗争の緩和なりと斷し難く、夫れは主として左表の如く解雇反對或は賃金値下反對等の防衛的理由に因るものであると共に、一面に於ては労働團體の介在したるものは二十五件であるが其他即ち約半数に近いものは事業主側が第三者の介入を豫見するに因るもの多しと言へ、一方労働者の團結抗争意識の自覺を看過し得ない點である。

- 一、解雇反對に因るもの 一三
- 一、賃金値下反對に因るもの 一〇
- 一、賃金支拂要求に因るもの 六